

# 仕事がない、住むところがない人のための支援 まずはご相談ください！

## 住むところなくなった、今住んでいるところを出なければ ならない

### ◆ 就職安定資金融資

解雇等により住むところがない離職者に、入居初期費用等を貸し付けます。

【対象者】事業主都合によって離職した後1年以内の方  
常時就労する意欲があり就職活動を行う方  
預貯金、資産がない方  
主に世帯の生計を維持していた方

【貸付内容】住宅入居初期費用：上限50万円  
家賃補助：実費（上限月6万円×6ヶ月）  
生活・就職活動費：必要額（上限月15万円×6回）



### ◆ 住宅手当

住むところがない、退去しなければならない離職者に、最長6カ月までの住宅手当を支給します（金額は居住地によって異なります）。

【対象者】2年以内に離職した方  
就労能力、常時就労する意欲がありハローワークで求職申し込みをする方  
主に世帯の生計を維持していた方  
原則として収入がない方  
一時的な収入があっても、生計を一にする同居親族の収入が、単身世帯は月8.4万円以下、複数世帯は月17.2万円以下の方  
預貯金があっても、生計を一にする同居親族の収入が、単身世帯は50万円以下、複数世帯は100万円以下の方

## 雇用保険の受給期間が終わったが、新しい就職先が見つからない、生活に困っている

### ◆ 訓練・生活支援給付

雇用保険が受けられない方が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、職業訓練を受けながら生活支援給付が受けられます。

【対象者】主に家族の生計を維持している方  
年収が200万円以下、かつ世帯全体で300万円以下の方  
世帯全体の金融資産が800万円以下の方  
現在住んでいるところ以外に土地、建物を所有していない方

【支給内容】単身者は月10万円、扶養者のいる方は月12万円

## ◆ 総合支援資金貸付

失業等により、日常生活が困難な方に、生活再建までの継続的な相談支援をしながら必要な生活費等を貸し付けます（最長1年間）。

【対象者】現に住居を有している方、または住居の確保が確実に見込まれる方  
公的な給付、貸付を受けることができず生活費を賄うことができない方

【貸付内容】生活支援費：単数世帯月15万円以内、複数世帯月20万円以内  
住宅入居費：40万円以内

## 公的な給付制度、貸付制度を申請しているが住むところがなく、当面の生活に困っている

### ◆ 臨時特例つなぎ資金貸付

離職者を支援するための公的な給付制度、貸付制度を申請している住宅の無い離職者へ、当座の生活費等の資金を貸し付けます

【対象者】給付制度、貸付制度の申請が受理されており、給付・貸付の開始までの生活に困窮している方  
本人名義の銀行口座がある方

【貸付条件】限度額：10万円以内 連帯保証人：不要 利子：無利子



詳しくは下記の相談窓口へお問い合わせください。

### ➔ 外国語での相談窓口

ポルトガル語（平日9：00～15：45）

岐阜振興局058-264-1111(内線215)

西濃振興局0584-73-3520

中濃振興局0574-25-1858

中濃振興局中濃事務所0575-33-4011(内線261)

東濃振興局0572-23-1111(内線211)

タガログ語（平日9：00～15：45）

岐阜振興局058-264-1111(内線214)

中濃振興局0574-25-1858